

【行財政機構及び行政監察に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

行財政機構及び行政監察に関する調査会は3年間にわたる調査テーマ「時代の変化に対応した行政の監査の在り方」に基づき調査を進めてきたが、第140回国会においては調査会委員間の自由討議等を通じて「参議院における行政監視等のための機関の設置について」の調査会長案を取りまとめた。

本調査会の調査活動は当初は3年間で結論を得る予定で進められてきたが、本調査会の活動が参議院改革とのつながりを生じてきたこと、また、金融不祥事や薬害エイズ問題、高級官僚の汚職等が明るみに出て、行政に関する国会の監視、監督の強化が必要であるとの認識が高まったことから、本調査会としての結論を早期に出すこととした。

このため、調査会委員間の自由討議等を精力的に重ね、平成9年5月9日に大方の調査会委員の了承の下に、参議院における行政監視のための機関として、「オンブズマン的機能を備えた第二種常任委員会を設置する」という調査会長案を取りまとめるとともに、その立法化について議長に要請することとした。

この他、行政相談委員の実態調査のため、同年2月17日から19日までの3日間、京都府及び奈良県に委員派遣を行った。

以上のような調査の経過及び結果を中間報告としてとりまとめ、同年6月9日議長に提出した。

〔調査の概要〕

まず、これまでの調査を踏まえ、調査会としての具体的方向性を見い出すために、平成9年1月28日に調査会委員間の自由討議を行った。

この自由討議において、一部の調査会委員からは国会あるいは参議院の附属機関として行政監視機能を持つオンブズマン等の機関の設置が必要であること等が指摘された。しかし、大方の調査会委員の意見は参議院は第二院として行政に対する監視機能をより強く発揮すべきであり、そのためにも、議員自らが活動しうる行政監視のための新たな常任委員会を早期に設置すべきであるというものであった。

そこで、これら自由討議の意見を整理して試案をつくり、同年4月4日に調査会委員による自由討議を行った。この試案は、参議院改革の一環として参議院に期待される行政監視機能を強めるために、オンブズマン機能を備えた行政監視のための第二種常任委員会を設置するというものであった。この自由討議

においては、一部の調査会委員から、新たな常任委員会の設置は参議院改革で提案されている委員会再編と併せて提示できるようにされたい、また、委員会方式では国民の期待に応える行政監視ができないという意見が出されたものの、試案の内容については大方の調査会委員の賛同が得られた。同時に、新設される委員会の調査の進め方、国政調査権の活用方法さらには調査スタッフの在り方等委員会の運営等に関する意見も出された。

このような意見を踏まえて、「参議院における行政監視等のための機関の設置について（案）」を調査会長案として同年5月9日の調査会に提示し、大方の調査会委員の了承を得た。

調査会長案の内容は次のとおりである。

参議院における行政監視等のための機関の設置について（案）

「オmbudsman的機能を備えた行政監視のための第二種常任委員会を設置する。」

新設する委員会は、参議院改革の一環として、参議院に期待される行政監視機能を向上させるためのものである。

この設置目的を達成するため、委員会自らが積極的に国政調査権を活用する。調査に当たっては、総務庁が行う行政監察等を活用する。また、行政運営の不適切、怠慢などによって生じる苦情を内容とする請願を手掛かりとして調査を行うとともに、これらの請願の有効な処理を行う。

こうした手段により、行政運営及び行政監察を点検し、その適正化を図る。

具体的な所掌事項等は、以下のとおりである。

所掌事項

① 行政監視のための調査

委員会自らが積極的に国政調査権を活用することにより、行政監視に必要な調査を恒常的に行う。

② 「行政監察計画」等についての調査

行政監察計画、行政監察の結果報告書・勧告、及び各省庁の内部監査に関し、調査を行う。

③ 苦情請願の審査

不適正行政に対する苦情を内容とする請願（苦情請願）を審査する。

その際、委員会の意向を多様に反映させるために意見書を活用することにより、ombudsman的な苦情救済の機能を発揮する。

④ 提案、勧告等

調査の結果、必要と認める事項について、決議の方式による提案、勧告を行うとともに、政策への反映を図る。

調査スタッフ

委員会が行政監視機能を十分に発揮するため、調査スタッフの充実・強化を図る。

(2) 調査会経過

○平成9年1月28日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 時代の変化に対応した行政の監査の在り方について意見の交換を行った。
- 委員派遣を行うことを決定した。
- 行財政機構及び行政監察に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めるなどを決定した。

○平成9年4月4日（金）（第2回）

- 時代の変化に対応した行政の監査の在り方について意見の交換を行った。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成9年5月9日（金）（第3回）

- 時代の変化に対応した行政の監査の在り方について意見の交換を行った。

○平成9年6月9日（月）（第4回）

- 行財政機構及び行政監察に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
- 行財政機構及び行政監察に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成9年6月17日（火）（第5回）

- 行財政機構及び行政監察に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 調査会報告要旨

行財政機構及び行政監察に関する調査報告（中間報告）

【要旨】

本調査会は、行財政機構及び行政監察に関して長期的かつ総合的な調査を行

うため、第133回国会の平成7年8月に設置され、「時代の変化に対応した行政の監査の在り方」を3年間にわたる調査テーマとして調査を進めてきた。

2年目の調査としては、まず、参議院の特定事項調査団として、調査会長を始め5人の本調査会委員がイギリス、ドイツ及びフランスにおいて、議会によるオンブズマン等行政統制の実情を調査した。

また、行政監視に資する既存の諸制度のうち、国政調査権及び請願制度の検討を行うため、参考人から意見を聴取し、質疑を行った。さらに、総務庁の行政相談制度の実態調査のため、京都府及び奈良県に委員派遣を行い、行政相談委員との意見交換を通じてその活動状況を調査した。

さらに、本調査会の活動が参議院改革とのつながりを生じてきたことから、当初予定していた3年間よりも早い時期に当面の対応策としての結論を出すこととし、調査会の具体的な方向性を見い出すため自由討議を行った。

その後、これまでの調査及び調査会委員の意見を整理し、行政監視等のための新たな機関の設置についての試案を作成の上、これに対する自由討議を行った。さらに、この自由討議での意見を加えて、常任委員会新設を内容とする調査会長案として調査会に提示し、大方の調査会委員の了承を得るとともに、その立法化について議長に要請することとした。

調査会長案の概要は、次のとおりである。

オンブズマン的機能を備えた行政監視のための第二種常任委員会を設置する。

新設する委員会は、参議院改革の一環として、参議院に期待される行政監視機能を向上させるためのものである。

この設置目的を達成するため、委員会自らが積極的に国政調査権を活用する。調査に当たっては、総務庁が行う行政監察等を活用する。また、行政運営の不適切、怠慢などによって生じる苦情を内容とする請願を手掛かりとして調査を行うとともに、これらの請願の有効な処理を行う。

こうした手段により、行政運営及び行政監察を点検し、その適正化を図る。

以上の調査の経過と結果を6月9日、調査報告書（中間報告）として取りまとめ、同日議長に提出した。